

【Q&A】



【保険証廃止に関するQ&A】

Q1. マイナ保険証とは何ですか。
マイナンバーカードとは別のものですか。

Q2. 現行の保険証はいつまで利用できますか。

Q3. 保険証が廃止になる令和6年12月2日以降は、マイナ保険証がないと、医療機関を受診できませんか。

Q4. 現行の保険証が利用できなくなる令和7年12月1日以降は、どうやって医療機関を受診したらよいですか。

Q5. 現行の保険証は回収されますか。

Q6. 事前に保険証利用登録をしなければ、医療機関でマイナンバーカードは利用できないのですか。
登録方法を教えてください。

Q7. マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録ができていないか確認できる方法がありますか。

Q8. 海外駐在中でマイナンバーカードがありませんが、どうすればよいですか。

Q9. マイナンバー制度に不安があるため、マイナ保険証をどうしても利用したくありません。

[【“マイナ保険証”のメリット】はこちらをクリック](#)

【“資格確認書”に関するQ&A】

Q1. “資格確認書”とは何ですか。

Q2. どのような方が交付してもらえるのですか。

Q3. マイナ保険証を保有していますが、マイナ保険証を利用する意向がないので、“資格確認書”を交付してもらえますか。

Q4. マイナ保険証を保有していますが、念のため“資格確認書”を持っておきたいので交付してもらえますか。

Q5. 資格確認書交付後にマイナ保険証の登録をした場合、資格確認書の返却は必要ですか。

Q6. “資格確認書”を紛失してしまった場合は再交付してもらえますか。

Q7. 令和7年12月2日までに健康保険証を紛失してしまった場合、“資格確認書”は発行してもらえますか

【“資格情報のお知らせ”に関するQ&A】

Q1. 資格情報のお知らせとは何ですか。

Q2. 誤ってお知らせを捨ててしまいました。再発行してもらえますか。

Q5. このお知らせはどのようなときに使えばよいですか。

【保険証廃止に関するQ&A】

保険証は、R6年12月2日に廃止され、保険証の新規発行・再発行ができなくなりました。
なお、発行済みの保険証は、1年間（R7年12月1日迄）使用ができます。



Q1. マイナ保険証とは何ですか。マイナンバーカードとは別のものですか。

A. 「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけたものをいいます。
健康保険組合が新たに発行するものではありませんので、ご注意ください。
マイナンバーカードを取得後、保険証利用登録を行うと「マイナ保険証」として利用できます。
⇒保険証利用登録方法については「[Q6](#)」へ

Q2. 手元にある保険証はいつまで利用できますか。

A. 令和7年12月1日までご利用可能です。
現行の保険証は、1年間の猶予期間がありますが、マイナ保険証は既に利用開始しています。
ぜひマイナ保険証での受診をお願いいたします。

※R6年12月2日以降に現行の保険証を紛失した場合、再発行はできません。マイナ保険証をご利用下さい。

Q3. 保険証が廃止になる令和6年12月2日以降は、マイナ保険証がないと、医療機関を受診できませんか。

A. 現行の保険証は、1年間の猶予期間がありますので「令和7年12月1日迄」は受診が可能です。
廃止日以降に資格取得（入社や扶養認定等）した方で、マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書^{*1}」を交付します。
なお、「資格確認書」は有効期限があるため更新が必要になります。また、従来の保険証のようなカードではないため、なるべく、マイナ保険証をご準備いただくようお願いいたします。
※1「資格確認書」に関するQ&A参照

Q4. 現行の保険証が利用できなくなる令和7年12月2日以降は、どうやって医療機関を受診したらよいですか。

A. マイナ保険証を保有している方は、マイナ保険証で受診をしてください。
また、その時点でマイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を健保より交付しますので、「資格確認書」で受診をしてください。

【マイナ保険証での受診方法】

厚生労働省 YouTube 【どうやって使うの？実践編】

⇒<https://www.youtube.com/watch?v=lChFsnpfEzM>

Q5. 現行の保険証は回収されますか。

A. 令和7年12月1日までに資格喪失（退職、扶養削除等）した方の保険証は回収いたします。それ以降は資格の有無に関わらず、有効期限切れの扱いとなり、回収は行いません。

Q6. 事前に保険証利用登録をしなければ、医療機関でマイナンバーカードは利用できないのですか。登録方法を教えてください。

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用登録が必要です。

ご自身のスマートフォンなどを使用した「マイナポータルアプリ」や「セブン銀行のATM」、「医療機関のカードリーダー」から利用登録ができます。

医療機関ではカードリーダーにかざすと、保険証利用登録画面に遷移しますので、その場で簡単に登録が可能です。

【マイナンバーカードの利用登録方法について】

厚生労働省 YouTube 『どうやって申込むの？今すぐできる！簡単申込』編

⇒<https://www.youtube.com/watch?v=nczjOUYGUMc>

Q7. マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録ができているか確認できる方法がありますか。

A. マイナポータルアプリで確認ができます。

マイナポータルへログインし、「注目の情報」の「健康保険証等利用の申込状況を確認」から確認いただけます。

登録が完了している場合は、健康保険証としての登録状況に「登録完了」と表示されます。

※アプリのバージョン等によっては、画面遷移が異なる場合があります。

Q8. 海外駐在中でマイナンバーカードがありませんが、どうすればよいですか。

A. 海外在住者については、これまでマイナンバーカードを保有することができませんでしたが、R6年5月27日より海外在住の日本国籍の者（平成27年10月5日以降に国外転出している者）も、マイナンバーカードを保有できるようになりました。

なお、平成27年10月4日以前から継続して国外転出している日本国籍の者は、マイナンバーが付番されていないため対象となりません。

マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付しますが、「資格確認書」は有効期限があるため更新が必要になります。また、従来の保険証のようなカードではないため、マイナンバーカードを作成されることをお勧めいたします。

国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法（新規交付）

⇒<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

Q9. マイナンバー制度に不安があるため、マイナ保険証をどうしても利用したくありません。

A. マイナ保険証を保有していない場合、「資格確認書」を交付しますので、そちらを提示して医療機関を受診してください。（現行の保険証が有効な間は、保険証をお使いください）

ただし、マイナ保険証を保有していなくても、国民すべてにマイナンバーは割り当てられており、各自治体や健康保険組合の保有している情報は番号法に基づきオンライン上にデータ登録し、利用が始まっています。安心と便利を実感するために、一度使ってみてください。

※登録されているデータはマイナポータルで確認できます。

※行政機関のあいだでやりとりされた記録も、マイナポータルで確認いただけます。

※不正利用や情報漏洩、マイナンバー制度については、相談窓口がありますのでご活用ください。

・個人情報保護委員会マイナンバー苦情あっせん相談窓口 （03-6457-9585）

・デジタル庁 マイナンバーカード関連サービスの誤登録等の事案に関するご質問・ご不安にお答えします

⇒<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/related-services-issue>

・厚生労働省 持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性.pdf

⇒ 右の画像をクリック



【マイナ保険証のメリット】

- ①限度額適用認定証がなくても高額療養費制度が適用される
医療費が高額になったとき、マイナ保険証を提示していれば医療機関で限度額の情報を取得できるので、限度額適用認定証が不要になります。
- ②健康保険組合が変わっても健康保険証として使える
就職や転職等で医療保険者が変わった場合でも、新しい医療保険者への加入手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関等にかかることができます。
- ③薬剤情報や特定健診情報などが閲覧できる
マイナポータルアプリで自分の薬剤情報や特定健診情報等※の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることができます。
また、医療機関等で薬剤情報等の提供に同意すると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などが見られるので、治療に役立てたり、投薬の重複を防ぐことができます。
- ④医療費通知情報を閲覧でき、確定申告（医療費控除）が簡単に
マイナポータルアプリで医療費通知情報を閲覧できるほか、医療費控除が自動入力されるので確定申告が簡単になります。

※薬剤情報は 2021 年 9 月診療分以降から 3 年分、特定健診情報は 2020 年度以降に実施したものから 5 年分（直近 5 回分）の情報が閲覧できるようになります。

【“資格確認書”に関するQ&A】

Q1. “資格確認書”とは何ですか。

A. 「資格確認書」とは、**マイナンバーカードを持っていない方**、または**マイナ保険証の利用登録をしていない方**に対し交付するもので、資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、これまで通り医療にかかることができます。

Q2. どのような方が交付してもらえるのですか。

A. 「資格確認書」の交付対象者は以下に該当する方です

1. マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
2. マイナンバーカードは取得しているが、保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除者、
3. 要配慮者（交付を希望する場合のみ）
→老人ホーム等に入っていて、マイナ保険証での受診が困難な方
→障がいのある方

Q3. マイナ保険証を保有していますが、マイナ保険証を利用する意向がないので、“資格確認書”を交付してもらえますか。

Q4. マイナ保険証を保有していますが、念のため“資格確認書”を持っておきたいので交付してもらえますか。

A. **交付できません。**

資格確認書とマイナ保険証を同時に所持することはできません。

どうしても資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録解除を健康保険組合へ申請してください。

（マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書はこちら）

⇒ https://inoac-kenpo.or.jp/outline_index/card#cnt08

Q5. 資格確認書交付後にマイナ保険証の登録をした場合、資格確認書の返却は必要ですか。

A. マイナ保険証の登録をされましたら、資格確認書は返却してください。

Q6. “資格確認書”を紛失してしまった場合は再交付してもらえますか。

A. 資格確認書（再）交付申請書を提出していただければ再発行をいたします。

（資格確認書（再）交付申請書はこちら）

⇒ https://inoac-kenpo.or.jp/application_index/lost

Q7. 令和7年12月2日までに健康保険証を紛失してしまった場合、“資格確認書”は発行してもらえますか

A. マイナ保険証の利用が出来ない状況の方でしたら「資格確認書」を発行いたしますので、資格確認書（再）交付申請書を提出してください。

（資格確認書（再）交付申請書はこちら）

⇒ https://inoac-kenpo.or.jp/application_index/lost

【“資格情報のお知らせ”に関するQ&A】

Q1. 「資格情報のお知らせ」とは何ですか。

A. 「資格情報のお知らせ」とは、自身の加入者資格等を確認できるお知らせになりますので、大切に保管してください。

「資格情報のお知らせ」は加入された方全員に交付いたします。

Q2. 誤ってお知らせを捨ててしまいました。再発行してもらえますか。

A. 基本、再発行はしません。

マイナポータル上で資格情報を確認することができます。「資格情報のお知らせ」を無くされた方は、マイナポータルをご利用ください。

Q3. この「資格情報のお知らせ」はどのようなときに使えばよいですか。

A. 以下の用途でご利用ください。

(1) 健康保険組合への届出や申請時に必要な記号番号等の確認に利用できます。

(2) 令和6年12月2日以降、マイナ保険証が利用できない医療機関を受診する際、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示することで保険診療を受診することができます。